

基本施策

3

保健・福祉・子育て

支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

施策方針

保健福祉・健康づくり

高齢福祉

障がい福祉

子育て支援

保健福祉・健康づくり



現況と課題

保健福祉

本町は、少子高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、核家族化、仕事と育児の両立等、社会環境の多様化により、こころと体の健康問題を抱える町民が増えています。

生活習慣病予防及び重症化対策として、若い世代からの健康的な生活習慣の定着と改善に向けた予防活動の取組を進めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、働き盛り世代の受診に配慮した日曜日健診の実施や40代・50代の健診受診料無料化、初回精密検査費用の助成を実施しています。

また、本町の自殺死亡率は、国と県の数値を上回っていることから、「七戸町のちを支える自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいます。自殺予防対策として、自殺率の高い傾向にある壮年期男性及び高齢期女性を対象としたこころの健診を実施し、うつスクリーニング※の結果を踏まえ、電話や家庭訪問を行い支援しています。併せて、気づき・傾聴・つなぎ・見守りの役割を持つゲートキーパー※の研修会を実施し、地域での見守り役を担う人材育成を行っているほか、若年者への取組として、困難やストレスに直面した際に信頼できる大人に助けの声を挙げられることを目標に、小学生を対象とした「こころの健康教室」等を開催しています。さらに、自殺の背景として健康問題及び生活困窮等の経済的要因があることから、関係各課や関係機関との連携強化に努めるとともに、「相談窓口一覧表」を作成し、町民への情報提供を行っています。

健康問題や生活困窮等の困りごとは、複合的に要因が絡み合うことが多いことから、本町では関係各課を集約したワンストップ窓口を設置し対応しています。町民が自立した生活を安心して送ることができるよう、引き続き健康問題や自殺防止、生活困窮への対策を充実させていく必要があります。

うつスクリーニング

うつ病の可能性を調べるための簡易的な検査のこと。本格的な診断の前に、うつ状態の可能性を効率的に見つけることを目的とする。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守り）を行うことができる人のこと。

健康づくり

2020(令和2)年の七戸町における男性の平均寿命は79.4歳、女性は85.9歳で、男性は青森県平均より高く、女性は低くなっています。(青森県平均：男性79.3歳、女性86.3歳)

本町では、「第3次健康しちのへ21」で掲げる基本目標「健康寿命の延伸と早世の減少」を基に、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて、健康に関する知識や意識の向上を図るため、こころと体の健康相談や運動習慣定着を目的とした運動教室等、栄養改善や食育を目的とした料理教室等、健康づくりへの取組を展開しています。

今後も、健康づくりの推進と健康になれる環境づくりの構築が求められます。

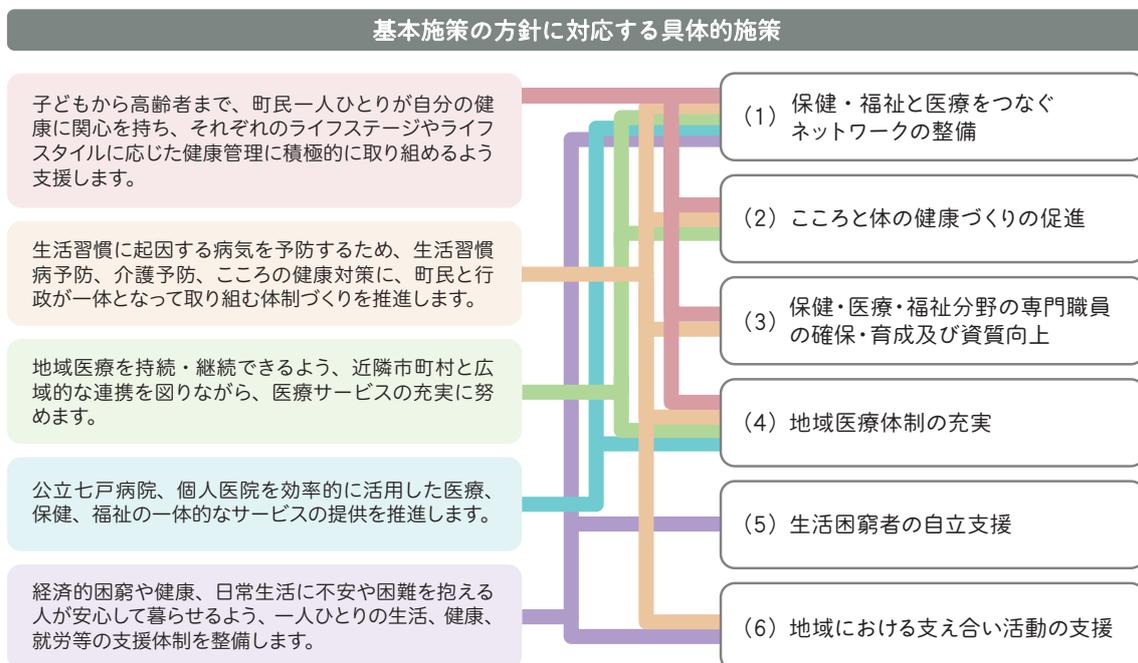
医療

本町の医療施設は、内科2、歯科4の6診療所、そして中部上北広域事業組合が運営する病院として公立七戸病院があり、7医療施設により町民の医療の確保を図っています。

特定診療科目については、医師不足のため、患者の多くは十和田市をはじめ他市町の医療機関に依存している状況となっています。

町民ができる限り住み慣れた地域で安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情や町民のニーズに応じた適切な医療・介護サービスを受けられる体制づくりが必要です。

そのため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進していく必要があります。



施策の内容

(1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備

- ① 公立病院と個人医院を活用した保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を推進し、町民と行政が一体となった健康管理体制を構築します。
- ② 保健・福祉・医療の包括ケアシステムの構築を推進します。
- ③ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の適正配置及び増員を図り、在宅保健福祉サービスの向上に努めます。
- ④ 健康管理体制の構築における、地域と行政のパイプ役として活動している保健協力員、食生活改善推進員の活動を支援します。

(2) こころと体の健康づくりの促進

- ① 疾病の早期発見、早期治療につなげるため、町民が健診を受診しやすい体制を推進し、各種健診の受診率向上を図るとともに、町民の健康づくり事業を推進します。
- ② 生活習慣病予防のため、運動習慣の定着や食育の推進、特定健診の受診率向上等の健康づくり・体力づくりを推進します。
- ③ こころの病気についての正しい知識の普及啓発に努め、こころの健康保持増進を図ります。
- ④ 自殺予防に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの育成を推進します。

(3) 保健・医療・福祉分野の専門職員の確保・育成及び資質向上

- ① 多様化する保健・医療・福祉サービスへのニーズに対応するため、専門職員養成機関との連携を進めます。
- ② 職員研修等、各種研修会の充実を促進し、保健・医療・福祉専門職員の資質向上を図ります。
- ③ 専門職員の適切な配置により、効率的なサービス提供を推進します。

(4) 地域医療体制の充実

- ① 地域の実情や医療ニーズに応じて、町民への包括的医療が提供される体制を構築するため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進します。
- ② 疾病の早期発見・早期治療につなげるため、医療機関と連携し、町民が医療機関を受診しやすい体制を推進します。

(5) 生活困窮者の自立支援

- ① 経済的、身体的、精神的に不安を抱える町民に対し、関係課及び関係機関との連携を強化し、支援を進めます。

(6) 地域における支え合い活動の支援

- ① ボランティア活動をはじめとする地域活動とその担い手となる人材育成を支援します。
- ② 社会福祉協議会との連携を支援します。
- ③ 小・中学生の学校でのボランティア活動を支援します。
- ④ 地域住民の身近な相談相手や見守り、地域支え合い活動の推進体制構築における、地域と行政のパイプ役として活動している民生児童委員の活動を支援します。



ベジチェック測定会



七戸町合併20周年記念 なないろ健康フェアにおける健康測定

高齢福祉



現況と課題

本町の65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にありましたが、2021(令和3)年10月の6,210人をピークに減少傾向に転じており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

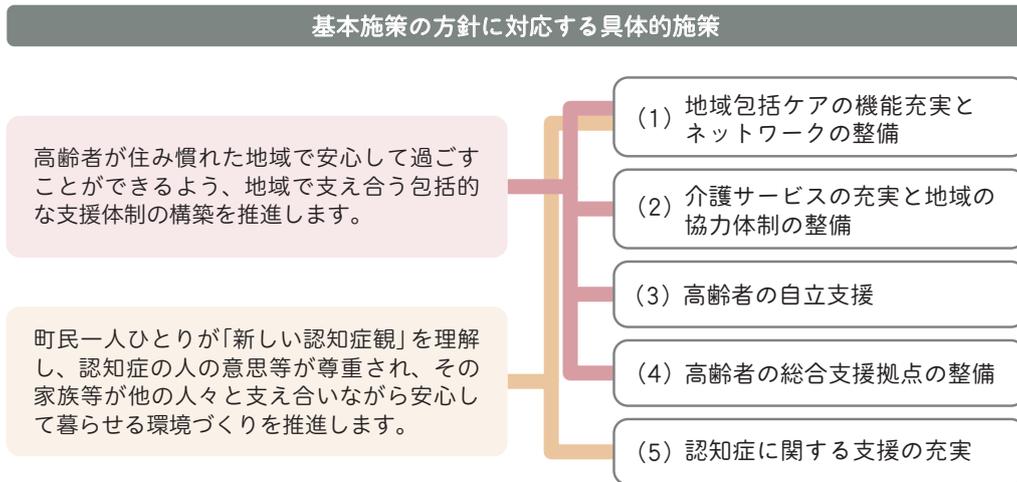
本町では、2024(令和6)年度より第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、介護保険事業を実施しており、要支援及び要介護認定者数や介護サービスの受給者数及び介護給付費は概ね横ばいで推移していますが、高齢者の更なる高齢化に伴う介護ニーズの増大も推測されます。

団塊世代が2025(令和7)年に75歳以上となり、2040(令和22)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。高齢になっても要介護状態とならないよう、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能の強化に向け、地域包括支援センターを拠点とした「地域包括ケアシステム※」の推進・深化のため、介護予防や生活支援に関する取組を推進しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、認知症の高齢者も増加しています。認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことのできるまちづくりを進めるには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も介護予防や重症化防止への取組が求められます。そのためにも、地域包括支援センターを軸とした地域全体の対応力の底上げを図り、町民に信頼される支援体制を構築していく必要があります。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後まで送れるように、地域が一体となり支援体制を構築する仕組みのこと。



施策の内容

(1) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備

- ① 地域における多様な社会資源のネットワーク化の推進に努めます。
- ② 地域包括支援センターを拠点として、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等に取り組み、高齢者福祉の増進を包括的に支援する体制の構築に努めます。
- ③ 地域包括支援センターを拠点として、在宅医療と介護の連携強化に努めます。
- ④ 高齢者の孤立を防ぐため、地域住民や関係機関との情報共有により、見守り体制を強化します。
- ⑤ 地域ケア会議等において、保健・医療・福祉関係者の連携により、地域のニーズや社会資源を把握し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(2) 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備

- ① 町民と行政が一体となった介護福祉の実現に努めます。
- ② 七戸町の人口推移や人口構成の変化に応じた適切な介護サービス基盤の維持・確保に努めます。
- ③ 地域ケア会議等を活用し、高齢者に対する支援の充実と高齢者を支える社会基盤の整備に努めます。
- ④ 多様化している利用者の要望に対応するため、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスを充実させ、地域で支え合える体制づくりを推進します。

(3) 高齢者の自立支援

- ① 高齢者の生きがい創出のため、生涯学習活動等への社会参加を支援します。
- ② 高齢者が社会的役割を持てるボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ③ シルバー人材センターの活動及び人材活用を支援します。
- ④ 高齢者の就労機会の拡大のため、就労に関する相談窓口や情報提供の充実に努めます。

(4) 高齢者の総合支援拠点の整備

- ① 既存の公共施設の機能を有効に活用して、地域住民に使いやすい総合支援拠点の整備をめざします。
- ② 障がい者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した高齢者福祉の総合支援の充実に図ります。

(5) 認知症に関する支援の充実

- ① 町民の認知症に対する理解を深めるため、啓発活動をはじめとした認知症施策を推進します。
- ② 認知症の高齢者やその家族が安心して地域で暮らせる環境づくりに努めます。
- ③ 認知症の早期発見・早期対応、認知症ケアの充実にめざします。

障がい福祉

関連する
SDGs



現況と課題

本町の障がい者は、3障害（知的・身体・精神）合わせて、2025（令和7）年4月1日現在、886人（障害者手帳等交付件数）となっており、そのうち65歳以上の高齢者が537人と60.61%を占めています。

障がい者福祉施策として、2013（平成25）年4月1日に施行された障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため「七戸町障害者福祉計画」を策定し、その対策にあたっています。

また、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現が必要となっています。

基本施策の方針に対応する具体的施策

障がい者の権利擁護を図りながら、自立及び社会参加に向けた活動を支援します。

(1) 障がい者支援の充実

(2) 障がい者の地域生活支援拠点の整備

施策の内容

(1) 障がい者支援の充実

- ① 障がい者の就労、交流等、社会参加の場の整備・拡充を図るため、「自立支援給付」「地域生活支援事業」等の活用を支援します。
- ② 障がい者の文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- ③ 障がい者の就労に関する相談窓口の充実、情報提供に努めます。

(2) 障がい者の地域生活支援拠点の整備

- ① 各福祉施設の機能を生かして、障がい者が利用しやすい地域生活支援拠点の整備をめざします。
- ② 高齢者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した障がい者福祉の総合支援の充実を図ります。
- ③ 障がい者の地域での生活拠点確保のため、既存の公共施設の有効活用を促進します。



就労支援



子育て支援

北

関連する SDGs



現況と課題

少子化は、社会経済構造に変化をもたらすことから、わが国の最重要課題となっています。国では、2023(令和5)年にこども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を施行し、子どもを社会の中心に据えた政策を推し進めています。

本町では、2025(令和7)年に「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して健やかに子どもを生き育てることができる町をめざし、地域全体で子どもと子育て支援を積極的に進めています。

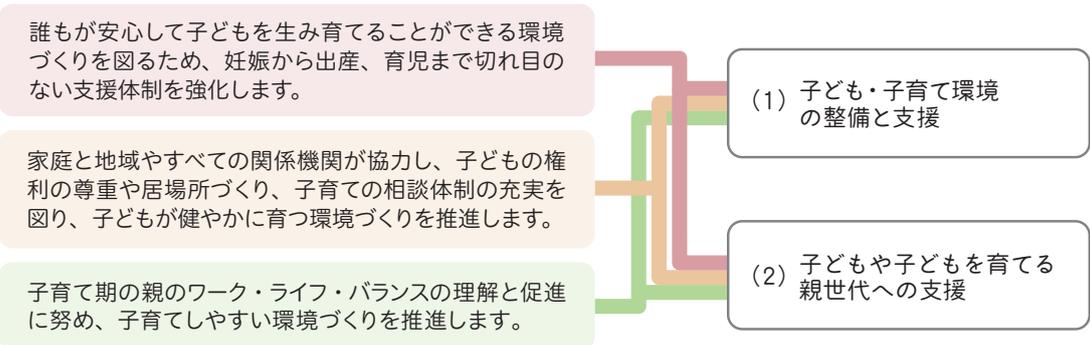
母子保健については、妊婦及び乳幼児に対する各種健診を実施するとともに、妊産婦・新生児訪問等、きめ細やかな保健指導に努めています。

また、育児環境、基本的な生活習慣、こころの病等の課題を抱えている保護者への支援について、こども園、保育所、小学校等の関係機関による支援体制を構築しています。

本町の教育・保育施設は、2025(令和7)年4月1日現在、保育所が1か所、幼保連携型認定こども園が4か所設置されており、待機児童はいません。

全国的に少子化が進行する中、本町においても出生率は年々低下し、全国平均を下回る状況にあります。さらに、子育てに関わる社会環境や家庭環境が多様化していることから、それらに対応した子育て環境を確保しながら、きめ細やかな少子化対策及び子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本施策の方針に対応する具体的施策



I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 参考資料

施策の内容

(1) 子ども・子育て環境の整備と支援

- ① 妊娠・出産・育児にわたる母子保健の充実を図ります。
- ② 継続的な施設運営のため、特定教育・保育施設の配置及び利用定員の適正化を進めます。
- ③ 延長保育、一時預かり保育、病児保育等の保育サービス及び小学生が放課後を安全に過ごすための放課後児童クラブ環境の充実を図ります。
- ④ 子ども家庭センターの機能の充実を図ります。
- ⑤ 保育事故防止のため、保育施設の安全確保を推進します。
- ⑥ 家庭や学校に居場所のない子どもに対して、食事提供や学習支援、悩み相談対応等を行う子どもの居場所づくりの活動を推進します。
- ⑦ 関係機関と連携を図り、虐待予防・早期発見、重症化を防ぐための支援をします。
- ⑧ 男女を問わず子育ての大切さを理解し、子育てと仕事の両立ができるよう、啓発活動に努めます。

(2) 子どもや子どもを育てる親世代への支援

- ① 子育てや日常生活に関する相談体制の充実と各種子育て支援サービスの情報の周知を図ります。
- ② 子育て支援センターへの参加を促し、地域でサポートする体制整備の充実に努めます。
- ③ 各種助成制度や医療費支援等の充実を図り、子育て中の家庭の経済的支援を推進します。



乳児相談